

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和元年5月22日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 監査の対象

給食センター、生涯学習振興課、中央公民館、図書館
少年育成センター、美術館

2 監査の実施日

令和元年5月20日、21日、22日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善等を要する事項

香美市文書事務取扱規程第22条に基づき、作成すべき起案文書が作成されていなかった。（生涯学習振興課）

5 監査委員意見

香美市文書事務取扱規程第5条及び香美市事務決裁規程第5条に基づき決裁する際

には、誤記や添付すべき書類があるかどうか、今一度文書内容を精査し厳正な事務処理に努められたい。